

## 第2 主要な告示

### 1 一般廃棄物処理実施計画

横浜市告示第159号

#### 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和2年3月31日 横浜市長 林 文子

#### 1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

#### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 3 ごみ処理実施計画

##### (1) 処理計画量（単位：トン）

総排出量			
	家庭系	事業系	計
ごみ量	565,100	290,300	855,400
焼却量	564,800	287,400	852,200
直接埋立量	300	2,900	3,200
資源化量	263,700	64,300	328,000
計	828,800	354,600	1,183,400

最終処分量	
焼却灰量	122,300
直接埋立量	3,200
計	125,500

##### (2) 主な事業内容

###### ア 資源循環管理

###### (ア) 減量・リサイクル推進

###### a 3R夢プランの目標達成に向けた取組

###### (a) ヨコハマ3R夢広報啓発事業

3R行動のさらなる推進に向けて、様々な機会を捉え、対象者に合わせた啓発を行う。特に、食品ロス削減をムーブメントにつなげるため、広報啓発の強化や「食」について考えるイベント等の開催、フードバンク・フードドライブ活動を推進する。また、プラスチック問題についても市民の関心を高めるよう広報啓発を行う。

###### (b) 3R夢環境学習推進事業

子どもたちが環境問題への関心と理解を深め、3R行動を実践できるよう、焼却工場の見学や出前教室の実施、ポスター・コンクールの開催等、様々な機会を通じて環境学習を行う。

###### b 分別・リサイクルの推進

###### (a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、燃えないごみとして収集されたガラス・陶磁器類の中間処理・資源化委託等を実施する。また、小型家電は、公共施設及び大型スーパー・マーケットやホームセンター等の店頭回収拠点で回収する。

- (b) 資源選別施設管理運営事業等  
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色に選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。
- c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組
- (a) 発生抑制等推進事業  
「土壤混合法」による生ごみ減量化を進めるとともに、食品ロス削減に向けて、食材を無駄にしない調理や保存の工夫など家庭での実践に役立つ講座・講習会等を開催する。
- (b) 分別排出推進事業  
家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、「ごみと資源物の分け方・出し方」冊子やリーフレットを発行する。また、分別ルールを守っていただけるよう排出指導を行う。
- (c) 環境事業推進委員等事業  
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組む。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図る。
- (d) 資源集団回収促進事業  
資源集団回収の促進と安定のため、回収量や市況に応じた奨励金を登録団体と回収業者に交付する。
- d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進
- (a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等  
大規模事業所への訪問調査を行うとともに、3R活動に熱心に取り組む事業所を優良事業所として認定する。食品ロス削減に熱心に取り組む事業者を食の3Rきら星活動賞として表彰し事業者の取組を推進する。食べきり協力店事業のさらなる認知度向上を図り、登録店舗数の拡大や利用者の増加につなげる。
- (b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等  
焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。
- e 国際協力事業  
Y-PORT事業・アフリカのきれいな街プラットフォーム等を軸に、関係機関と連携しながら国際技術協力を進める。公民連携によるビジネス展開を支援するため市内企業との情報・意見交換を行うほか、海外からの視察・研修の受入、国際会議等での横浜の廃棄物処理・資源化の取組の積極的発信、海外の廃棄物に関する先進事例の把握等を進める。
- (イ) 事務所
- a 事務所等運営  
収集事務所等の維持管理を行う。
- b 事務所等整備補修  
収集事務所等の整備・補修を進める。
- c 港南事務所再整備事業  
新たな港南事務所の設計及び旧港南リサイクルプラザの建物解体工事を行う。
- (ウ) 車両管理
- a 車両等維持管理等  
収集車両の維持管理や燃料の調達等を行う。
- b 車両調達  
ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達する。

## イ 適正処理

- (ア) 適正処理総務
- a 家庭ごみの収集運搬
- (a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業  
プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等について、民間事業者等へ委託し実施する。

(d) 適正処理総務管理等

収集日程等の広報や集積場所の改善を行うとともに、ごみ出しが困難な方への支援として、ふれあい収集等を行う。また、いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、区役所等と連携しながら、ごみの排出支援を行う。

(e) 一般廃棄物収集運搬業の許可（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）  
現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。（本市処理施設に搬入しない場合又は、取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみの場合は、許可を行う。）

b きれいなまち横浜の推進

(a) クリーンタウン横浜事業

駅周辺などにおける清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者の皆様と連携した美化活動を展開する。

また、喫煙禁止地区的管理を行うとともに、みなとみらい21地区の指定区域を新市庁舎周辺まで拡大する。市内全域が「歩行喫煙禁止」「ごみのポイ捨て禁止」であることについて周知を図る。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催期間中に、競技会場周辺の歩道清掃強化と喫煙ルールの案内を行う。

(b) イベント関連歩道清掃

東京2020オリンピック・パラリンピックにあわせて競技会場周辺の清掃を強化する。

(c) 不法投棄等対策事業

夜間監視パトロールの実施や不法投棄された廃家電の撤去及びリサイクル処理を行うほか、放置自動車等の撤去及び処理を行う。

(イ) 工場

a 焼却工場の管理・運営

(a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や維持管理に伴う業務委託等を行うほか、ごみ発電による電力を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

焼却工場のプラント設備等の補修や整備を行う。

b 鶴見工場長寿命化対策事業

焼却炉のプラント工事やクレーン制御装置工事などを行う。

c 保土ヶ谷工場再整備事業

事業手法を含めた工場の整備計画を策定するとともに、再整備に必要となる測量調査や環境影響調査などをを行う。

d 焼却灰資源化事業

民間事業者によるセメント原料化や溶融処理を進める。

e 工場環境保全調査等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水、焼却灰、土壤、汚泥等の有害物質の調査を行う。また、ごみの組成調査を定期的に実施する。

(ウ) 処分地

a 最終処分場の管理・運営

(a) 南本牧最終処分場の管理・運営

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を行う。

(b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を行う。

- b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業  
処分場を管理する上で必要な護岸の挙動調査及び点検を行う。また、第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。
  - c 処分地環境保全調査  
南本牧廃棄物最終処分場及び神明台処分地の大気、土壤及び水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を実施する。
- (エ) 産業廃棄物対策
- a 産業廃棄物の適正処理
    - (a) 排出事業者指導等  
産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施する。  
また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。
    - (b) 不適正処理監視・指導強化事業  
産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して元神奈川県警職員を中心とする専従機動班が収集事務所と連携して監視・指導を実施する。
    - (c) PCB適正処理推進  
本市が保管する高濃度PCB廃棄物の処理を進めるとともに、市内事業者に対して処分期間内に確実にPCB廃棄物が処理されるよう、広報や立入調査等を行う。  
また、PCB使用電気機器を所有している可能性がある事業者に対する掘り起こし調査（アンケート調査及びフォローアップ調査等）を実施する。
  - b 南本牧最終処分場埋立事業等  
横浜経済を支える市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。
  - c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業  
公共水域の汚染の拡散を防止するため、特別措置法に基づく「実施計画」に従い、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、水処理施設で浄化し、下水道に放流する。  
行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

### (3) 収集・運搬計画

#### ア 区域

横浜市全域

#### イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

##### (ア) 家庭ごみ

###### a 行政回収

- (a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法	
1 燃やすごみ	この表の2から7までの項、8項及び3(3)イ(ア)a(b)古紙及び古布に属さないもの(3)(3)ウ横浜市が収集しないごみを除く。)	集積場所(集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとす	透明又は半透明の袋(以下「半透明の袋」という。)又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)(※1)
2 燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却しないもの(この表の6項及び8項に該当するものを除く。)及び蛍光灯、電球		購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出	

3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶(カートリッジ式ガスボンベを含む。)	る。)ごとに指定された曜日の朝8時までに排出(※1)(※2)	中身を出し切り、半透明の袋で排出	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池及びリチウム電池		半透明の袋で排出	
5	プラスチック製容器包装(※3)	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装		中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、中身がはつきりと確認できる半透明の袋又はふた付きの容器で排出 週1回、集積場所にて収集(プラスチック製容器包装の日に収集)(※1)	
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの		ふたをはずし(缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出)、中をすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出、缶・びんはつぶさずに排出、ペットボトルについては、ラベルをはずし(プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装として排出)、つぶして排出 週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)(※1)	

7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）で、一辺が 30 センチメートル未満のもの及びかさの骨（この表の 3 項及び 6 項に該当するものを除く。）	袋に入れずに排出（ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出）	
8	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が 30 センチメートル以上のもの及び金属製以外で 50 センチメートル以上のもの（かさの骨・3 (3)イ(ア)a (b) 古紙及び古布に該当するもの・3 (3)イ(ウ) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号）第 6 条第 2 項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第 6 条第 3 項の規定により排出された一般廃棄物並びに 3 (3)ウ 横浜市が収集しないごみを除く。）	<p>次のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、指定された日の朝 8 時までに指定された場所へ排出</p> <p>(2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、排出者自らが 3 (4)エに定める搬入先に搬入する</p>	<p>申込みの際に 指定した日及 び場所にて収 集</p>

※1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

※2 集積場所への排出のほか、この表の 2 から 7 までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町 745 番地）内へ持ち込むことができる。

1 項については、7 月と 8 月の水曜日と木曜日に限り、排出者自らが、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に持ち込むことができる。

1 項及び 2 項（蛍光灯及び電球を除く。）については、資源循環局事務所に申し込み、排出者自らが、3 (5)アに定める施設に搬入することができる。

6 項については、排出者自らが、港南資源回収センターに持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの）のこと。（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やごみ」として排出）

(b) 古紙及び古布

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙 (新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙) (汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。)	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出 (その他の紙で大きさの揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出) (※1)	※2
2	古布	主として繊維でできている製品(衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー(汚れ、破れ、綿入れのものは除く。))	半透明の袋で排出 (※1)	※2

※1 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地)内及び港南資源回収センターへ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※2 「ふれあい収集の利用者が排出する場合」、「繁華街の家庭系ごみに事業系ごみが紛れてしまうことが想定される場所で、繁華街戸別収集を行う場所のうち、資源集団回収による回収ができない場合」及び「その他市長が必要と認める場合」には、指定した日時及び場所にて収集

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血压計・温度計

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	小型家電	電気、電池で作動する製品 (蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。)	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている回収ボックスへ排出。 また、金属製の製品は3(3)イ(ア)a(ア)7項小さな金属類として、その他の製品は3(3)イ(ア)a(ア)1項燃やすごみとしても排出できる。(パソコンやコンピューターを除く。)	随時
2	水銀式の体温計・血压計・温度計	水銀式の体温計・血压計・温度計(割れているものを除く)	購入時のケースやビニール袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている回収ボックスへ排出。 また、3(3)イ(ア)a(ア)2項燃えないごみとしても排出できる。	随時

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。(※)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※ 自然災害等の事情によりやむを得ない場合は、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分 説明	排出場所	排出方法	収集運搬方法
1	資源化可能な古紙  新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など）（資源化に適さない可能性のあるもの（※）は除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出  (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）のみを収集運搬する業者若しくは排出事業者の委託を受けた本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬
2	資源化可能な古紙以外  この表の1項の分別の区分に属さないもの（別表に記載された廃棄物を除く。）	産業廃棄物を混入させずに排出。ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物であつて、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 (1) 容易に分離できないもの (2) 排出時に分離させないと、やむを得ない事情があり、かつ処分先で分離されることが確実である場合（以下「混合物」という。）	産業廃棄物又は分別した資源化可能な古紙と混合するおそれのないように、区分して運搬すること。ただし、この項の排出方法欄のただし書きに係るものについてはこの限りではない。 排出事業者の混合物を運搬する者は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していなければならぬ。	排出事業者自らが運搬又は専ら物のみを収集運搬する業者（専ら物を扱う場合に限る。）若しくは排出事業者の委託を受けた本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬。
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）	3(3)イ(ア)a 行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(3)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出 福祉関係事務所は指定された場所に排出	3(3)イ(ア)a 行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(3)イ(ア)a 行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	—	電話申込みにより随時収集
不法投棄	—	毎日(日曜・年末年始を除く。)収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例 第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	随時収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。)であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、F R P船、パーソナルコンピューター(3(3)イ(ア)a(c)に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものは除く)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理を行うこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入する。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入する。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合(排出者の委任を受けた一般廃棄物収集運搬業者が持ち込む場合を含む。)は、電話又はインターネットによる申込み後、次の施設に搬入するものとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
港南ストックヤード(※1)	港南区日野南三丁目1番2号
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード(※2)	栄区上郷町1570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

※1 令和3年1月以降に閉館予定。

※2 令和3年1月以降に開館予定。

才 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ヶ谷工場（※）	保土ヶ谷区狩場町355番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

※ 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

#### (4) 処理・処分計画

##### ア 家庭ごみ

###### (ア) 行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	保土ヶ谷工場（※）	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443番地の1	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
プラスチック製容器包装	民間処理施設		
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	

資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1570番地の1	再使用 資源化
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570番地の1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
古紙	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地		
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・ 再使用	
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地		
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計		神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	

※ 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

#### (イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・ 再使用

#### イ 事業系ごみ、一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
資源化可能な古紙	専ら物（古紙に限る。）の処分を業として行う者の施設		資源化
資源化可能な古紙以外	専ら物（古紙を除く。）	当該専ら物のみの処分を業として行う者の施設	資源化又は焼却
	木くず、生ごみ（※1）	一般廃棄物処分業者が運営する施設又はこの表の可燃性の廃棄物の搬入先	
	可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	
		鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		保土ヶ谷工場（※2）	
		保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
一時多量ごみのうち、粗大ごみの規格（※3）に該当するもの	3(3)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

一時多量ごみのうち、小さな金属類（※4）、乾電池、スプレー缶、蛍光灯及び電球	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	資源化
不燃性の廃棄物 (ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て
混合物	廃棄物処分業者が運営する施設（混合物が分離される施設に限る）		焼却、埋立て及び資源化

※1 資源化可能なものについては、一般廃棄物処分業者が運営する施設での資源化を推奨する。

※2 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

※3 3(3)イ(7)a(a)8項該当

※4 3(3)イ(7)a(a)7項該当

#### ウ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）			処理方法
	施設名	所在地		
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		焼却
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号		
不法投棄、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶、びん、ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921 番地の 12	
	一辺が 30 センチメートル未満の金属製品	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921 番地の 12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	
	一辺が 30 センチメートル以上の金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1570 番地の 1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	
	可燃性の廃棄物	鶴見工場鶴見工場 (破碎物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
	不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て

#### 4 し尿等処理実施計画

##### (1) 処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥 (単位:キロリットル)	
処理量	35,003
し尿	6,800
浄化槽等汚泥	28,203

##### (2) 主な事業内容

###### ア し尿処理総務

###### (ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。

また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

###### (イ) 公衆トイレ維持管管理

市民の皆様や来街者が安心して利用できる公衆トイレを提供するため、市内77か所の公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

###### (ウ) 一般廃棄物収集運搬業の許可 (詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり)

現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。

###### イ し尿処理施設

###### (ア) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿等について、磯子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送する。

管理・運営業務を委託により実施する。

###### (イ) 公衆トイレ整備事業

東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機として、今後多くの来街者が見込まれることから観光地周辺の市内6か所の公衆トイレの全面改修を行う。

###### (ウ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点等へ災害時下水直結式仮設トイレの整備を順次進めるほか、新規地域防災拠点に災害対策用トイレの整備を行う。また、防災訓練やイベントにおいて、災害時のトイレ対策について啓発を行う。

##### (3) 収集・運搬計画

###### ア 区域

横浜市全域

###### イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集:おおむね月2回収集
	臨時収集:申請により収集(※)
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

※ 臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する。(手数料の徴収有)

##### (4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定するもの）</li> <li>・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破碎機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの）</li> </ul>
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P C Bが付着又は混入しているもの</li> <li>・油分が付着又は混入しているもの</li> <li>・水中に投じて油膜が生じるもの</li> <li>・水中に投じて浮遊するもの</li> <li>・毒物・劇物</li> <li>・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・中空であるもの</li> <li>・概ね30センチメートルを超えるもの</li> </ul>

## 2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶、スチール缶、 ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル、紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレー	平成 12 年 4 月 1 日

## 3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

## 4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	
東神奈川駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
横浜駅周辺地区	
みなとみらい 21 地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡・港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
中山駅周辺地区	
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日

## 5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
東神奈川駅周辺地区	
横浜駅周辺地区	
みなとみらい 21 地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡・港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
中山駅周辺地区	
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日

## 6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区	平成20年1月21日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区	平成21年3月10日
新横浜駅周辺地区	平成22年3月1日
戸塚駅周辺地区	平成30年3月1日
二俣川駅周辺地区	平成30年10月1日

## 7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日 横浜市長 林 文子

### 第 1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

種類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 3 ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

### 第 2 横浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
形状等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しやすく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しやすく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの

	13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの	一般性状	※水分 85 %以下
	14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの		※含油量 5 %以下
	15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの		
	16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの		
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの		
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者		
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。		

別表

## 判定基準

項目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/1 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/1 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/1 以下
有機燐化合物	0.2 mg/1 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/1 以下
ひ素又はその化合物	0.3 mg/1 以下
シアノ化合物	1 mg/1 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/1 以下
四塩化炭素	0.02 mg/1 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/1 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/1 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1 以下
チウラム	0.06 mg/1 以下
シマジン	0.03 mg/1 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/1 以下
ベンゼン	0.1 mg/1 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/1 以下
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/1 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

(備考)

- 1 ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 2 溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）による。
- 3 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第 1 に定める方法による。

## 8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号  
最近改正 令和2年6月5日告示第435号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号)第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

### 1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

#### (1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

#### (2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

#### (3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

#### (4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

### 2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

#### (1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロー

ル等により放置状況の把握に努めます。

#### (2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

#### (3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

#### (4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

### 3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

#### (1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求める。

#### (2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

#### (3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

#### (4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域の美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。